

前橋市監査委員公表第 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 1 3 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏 夫

内 監
令和7年3月13日

前 橋 市 長 小 川 晶 様
前 橋 市 議 会 議 長 富 田 公 隆 様

前橋市監査委員 関 哲 哉
同 長 岡 敏 夫

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき毎年度実施する財務監査

3 監査の対象

(1) 対象部局

市民部

市民協働課、共生社会推進課、市民課、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所

(2) 対象年度

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和5年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務については、関係法令に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理については、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化について努めているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

5 監査の実施内容

財務執行や歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

6 監査期間

令和7年1月16日から同年3月13日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の対象となった事務が監査基準第15条第2項第1号に規定する、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努め

ているかについては、おおむね適正に行われていると認められましたが、次に記載のとおり一部に是正又は改善を要する指摘事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 市民部市民協働課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 市民部共生社会推進課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

スケアード・ストレート自転車交通安全教室実施委託業務の契約において、入札を行うまでの期間、予定価格調書を封筒に入れて保管していたものの、封緘されておらず秘密の保持が確保できていなかった。

契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 市民部市民課（指摘事項 1 件）

ア 雇用管理事務について（指摘事項）

(ア) 報酬の支給等について

会計年度任用職員の報酬において、任用通知に記載された時間給よりも少ない金額で計算し、支給しているものがあつた。また、雇用管理簿において、確認印を押印していないものがあつた。

不足分の報酬は速やかに支給するとともに、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 市民部大胡支所

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 市民部宮城支所

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 市民部粕川支所

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 市民部富士見支所（指摘事項 1 件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

(ア) 督促状について

赤城山総合観光案内所施設使用料において、納期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、督促状を発していなかった。

債権の管理に関する条例第 6 条及び同条例施行規則第 3 条にのっとり

適正な事務処理を行うよう改善されたい。